

【翻訳】

## 四介松都治簿法に関する小考

——大韓天一銀行の記録と公開文献を中心として——\*

【著】 趙益淳<sup>チョイクスン</sup>

【訳】 杉本徳栄

### I 序 論

#### 1 四介松都治簿法の意義

四介松都治簿法<sup>サゲソンドチブ</sup>とは、高麗朝<sup>コリョ</sup>（918年～1392年）の首都であり、李朝<sup>イジョ</sup>（1392年～1910年）の商業中心都市であった開城<sup>ケソン</sup>（松都<sup>ソンド</sup>）の商人によって創案され、伝来してきた簿記（Bookkeeping）方法をいう。この名前は、もちろん後世の人が命名したものであり、文献での最初の命名者は、玄丙周氏<sup>ヒョンピョンジュ</sup>（錦江漁夫 玄丙周編輯，開城 金璟植，裴俊汝并閲，金東瑢発行，京城 徳興書林蔵版）であり、氏の『實用自修 四介松都治簿法（全）』（1916年初刊）（以下、玄編輯（1916）という）を淵源とする。

四介松都治簿法の名称のうち、松都は開城の旧地名であり、治簿法とは記帳方法をいい、後世の人が松都から由来した記帳方法として松都治簿法と命名したことは誰もが容易に推測できるところであるが、「四介」が何を意味するかについては見解の一致をみていない。

玄丙周氏の先の文献によれば、「捧次が一介，給次が一介，利益が一介，損害（損失）が一介，合わせて四介と名乗るのだ」（玄編輯（1916）p.15）としており，大森研造氏は，入，還給，捧次，還上の4つの記号に由来するという説，外上長冊，他給長冊，日記，銘心録の4つの帳簿に由来する説（大森研造「開城簿記の形式と内容」、『會計』第13巻第1号，1923年（以下，大森（1923）という），p.54）などについて言及している。

玄丙周氏の捧次は資産を，給次は負債を，損害は費用を，利益は収益を意味するもので，

---

\* 趙益淳先生（高麗大校名譽教授，韓國會計學會初代會長，「會計人名譽の殿堂」殿堂入り第1号）は，2019年6月14日にご逝去された。これまでの心温まる学恩に深謝し，先生の学問への真摯な生涯をわが心に銘じたい。先生の代表的なご研究の1つでもある本稿（『經營研究』（高麗大校企業經營研究所）第6巻第8号，1968年8月）を訳出し，先生から託された研究課題の解明に向けた一つの歩みとしたい。ご冥福をお祈りいたします。

資産・負債・利益〔収益〕・損失〔費用〕で、西洋式簿記でいう資本がないだけで、貸借対照表と損益計算書のすべての項目が列挙されるというわけだ。松都治簿法においては、後述するように、資本を負債と完全に同一視していることを勘案すると、この四介は貸借対照表と損益計算書の記載項目である計算区分をいうものと解釈される。

大森研造氏の入は、有価物の喪失、債務の発生、利益の発生を意味し、還給は債務の消滅を、捧次は有価物の取得、債権の発生、損失の発生を、還上は債権の消滅を意味するもの（大森（1923）p.56）と解釈しているが、これは、次に考察するように、日記記入の符号でもって、これを基準として四介としたと信じることは難しいように思われる。また、外上長冊（資産元帳）、他給長冊（負債元帳）、日記帳（仕訳帳）、銘心録（日記帳）でもって四介と称する理由とすることは、このような帳簿で区分されていない場合があることをみると（大韓<sup>テハンチョニル</sup>天一銀行の場合）、信じることは難しいと言えなくもない。

以上を総括すると、四介松都治簿法とは、資産・負債・利益〔収益〕・損失〔費用〕を計算の主軸とする松都治簿法をいうものだと理解できる。

## 2 研究目的

四介松都治簿法に関する研究は、これまでも公表されたものは多い。これを年代順に記せば、次のとおりである。

1. 玄丙周編輯『實用自修 四介松都治簿法（全）』、京城 徳興書林蔵版、1916年。
2. 大森研造「開城簿記の形式と内容」、日本会計学会編纂『會計』第13巻第1号、1923年、pp.53-74。
3. 朝鮮総督府〔善生永助〕『朝鮮人の商業』（調査資料第11輯）、1924年、pp.128-175。
4. 尹炳旭<sup>ユンビョヌ</sup>「開城簿記小考（松都四掛文書）」、高麗大学校経商大学『経商論叢』第2輯、1955年4月、pp.103-157。
5. 許宗炫<sup>ホジョンヒョン</sup>「東洋の簿記組織에 관한 一研究」、『釜山商大學報』第1巻第2号、1955年10月、pp.1-67。
6. 崔慶天<sup>チェギョンチョン</sup>「松都四介治簿法에 對한 考察」、建國大學校學術院『學術誌』第3輯、1961年、pp.163-203。
7. 李常薫<sup>イサンフン</sup>「開城簿記의 樣式과 記帳法에 關하여」、서울大學校商科大学 韓國經濟研究所『經濟論集』第3巻第3号、1964年9月、pp.1-10。

筆者がこの問題を取り扱おうとする根本目的は、①これまでの論者の方法論を批判し、②記帳内容を数多く考察することで松都治簿法の本質的な構造を究明し、③現代の複式簿記との差異を発見することで、これまでの松都治簿法の解説から一歩前進して、分析的方法を通じて松都治簿の原理を探求することにある。

### 3 研究方法

本研究は、これまでに公表された文献と韓国商業銀行所蔵の大韓天一銀行（1899年設立、現韓国商業銀行の前身〔2002年から<sup>ウリ</sup>銀行に行名を変更：訳者〕）の会計記録（松都治簿法により記録されたもの）の内容を比較分析することで、①すでに発表された研究論文がどのような方法論で書かれ、②松都治簿法の属性的な特性が何なのかを究明しようとするものである。

そのため、本論文の作成にあたっては、文献比較を通じた帰納的方法によるが、また帰納的方法の適用が不可能な分野については演繹的方法を援用する。たとえば、松都治簿法が現代の複式簿記とどの点で根本的に異なるかを究明する際には、演繹的方法によらざるをえない。

文献比較の対象は、先の2節に示した文献と論文および大韓天一銀行の帳簿に限定するが、本稿を書き進むにつれてその対象を絞り、対象から除かれる文献や論文は、その理由をその都度明らかにする。

### 4 前提

本論文の作成にあたって、松都治簿法を現代の複式簿記と比較する際の基準には、次のような前提を設ける。

1. 複式簿記の基本要件は、貸借平均の原理による記録である。
2. 記録の複式〔複記：訳者〕は複式簿記の属性ではない。
3. 帳簿の体系の名称も複式簿記の属性ではなく、便利さと必要性の産物である。
4. 必要性は場所の如何を問わず、同じような原理に基づいた結果をもたらしうる。
5. 慣行や便利さと必要性の産物は、その社会的与件によって異なりうる。

本論文の作成にあたっての基礎資料である大韓天一銀行の記録は、独特な字体での毛筆による草書であるため、その解読には困難を伴うが、単語の解釈に際しても多くの隘路を感じた。この点については、崔慶天教授の論文と<sup>キムギョングク</sup>金敬琢教授、<sup>キムジュンドン</sup>金春東教授に大変お世話になった。

## II 松都治簿法による取引記入法の比較

### 1 序論

四介松都治簿法に関する研究成果の比較に際してもいくつかの方法があるが、本章では仕訳帳に該当する日記または正日記に記入されたものをもとに、入金・出金取引、振替取引別に相互比較する。また、入金・出金取引は、その類型をもとに相互比較してみたい。

## 2 入金取引

入金取引は、現金投資による入金取引、現金販売による入金取引、売上債権の回収による入金取引、貸付金の回収による入金取引、利子または手数料の回数による入金取引などがある。本節では、これら類型別に入金取引についての松都治簿法を先のI章2節に示した文献から見出してみたい。

	現金投資による入金取引	許宗炫	於音秩入還入徐東弼金五千一百圓上
玄丙周	信成號入資本金一萬五千圓上	崔慶天	該当例なし
大森研造	金昌勲入資本金五千圓也上	李常薰	該当例なし
朝鮮総督府	雲興號入資本金四萬五千圓上	大韓天一銀行	於音入權錫永音一片文八百圓上
尹炳旭	開豊社入資本金三百萬圓上		
許宗炫	協成號入資本金五十萬圓上		利子または手数料の回収に伴う入金取引
崔慶天	朝鮮総督府の例を引用	玄丙周	利子秩入劉辛雄條三朔邊利先上金十三圓五十錢上
李常薰	金昌用入資本金五十萬圓上	大森研造	該当例なし
大韓天一銀行	洪正號入股本二回文三百圓上	朝鮮総督府	利子秩入尹鳳圭條四朔邊利四十圓五十錢上
		尹炳旭	南門號入三朔邊利先上金二千七百圓上
		許宗炫	利子秩入尹子龍條三朔邊利五百圓上
	現金販売による入金取引	崔慶天	該当例なし
玄丙周	皮物秩入三種皮物三十張價合一百九圓上	李常薰	該当例なし
大森研造	上松票米油入三十箱金大鑛給金百八十圓也上	大韓天一銀行	邊錢入劉命均百元一朔邊文入元上
朝鮮総督府	網巾秩入同物三十竹價合三百二十七圓上		
尹炳旭	雜貨秩入同物放價金六萬一千圓上		借入・預入等による入金取引
許宗炫	網巾秩入同物三十竹價合四千五百圓上	玄丙周	方仁準入任置金二千圓上
崔慶天	該当例なし	大森研造	金亨南入本月廿日限借入日歩二錢五厘金八百圓也上
李常薰	松票石油入三十箱金大光給一萬八千圓上	朝鮮総督府	郭昌吉入任置金六千圓上
大韓天一銀行	該当例なし	尹炳旭	高麗商會入任置金四十萬圓上
		許宗炫	大昌號入任置金六萬圓上
	手形債権の回収に伴う入金取引	崔慶天	該当例なし
玄丙周	於音秩還入金乙先捧金一百四十圓上	李常薰	金亨東入本月二十日限借入日邊二錢五厘八萬圓上
大森研造	該当例なし	大韓天一銀行	鄭永斗入任置金二十六元五十二錢四厘
朝鮮総督府	於音秩還入徐駿華金四百二十圓上		
尹炳旭	於音秩入金安永夏捧金二萬八千圓上		

以上から、松都治簿法による取引記入方法を述べる前にすでに公開された論文等に対する系譜を検討してみることしよう。

ここで例示した取引記入を注意深く見てみると、朝鮮総督府刊行の『朝鮮人の商業』に紹介された記録は、人名および商号などが玄丙周氏のそれと異なるだけで、金額は玄丙周氏のそれを3倍したものであることに注目するものである。

許宗炫教授の記録は、朝鮮総督府刊行のものとその類型が同じであり、李常薰教授のそれは基本的には大森研造氏の類型に従っていることを理解することができる。崔慶天教授の論文は、取り扱い内容が他の研究と異なるので、ここでは比較が不可能であり、尹炳旭教授の研究は基本的に玄丙周氏の類型によるものと同じであるが、尹炳旭教授の研究では発生主義会計の方式を試みた面など特異な点を有しているが、それと同じ思想は松都治簿法では見出せないのこれを除外することとする。

そのため、以下では、相互比較の対象を玄丙周氏の編輯物、大森研造氏の論文および大

韓天一銀行の記録に限定する。

次に、上記で相互比較した入金取引記入法の特徴について考察してみる。

まず、あらゆる種類の入金取引の記録において共通する事項は「入」と「上」である。

「入」は信成號入なのか、あるいは入資本金のいずれだろうか？（皮物秩入なのか、あるいは入三種皮物三十張價なのだろうか？）これについての解答は、Ⅲ章の帳冊または他給（外上）長冊を説明する前までに立証することは難しいが、ここで結論をまず述べると、「入」はその前部分に付したもので、つまり信成號入、皮物秩入で結び付けるものである。したがって、「上」は入以降の説明文と結合されるものである。

それでは、「入」は何を意味し、「上」は何を意味するのだろうか？これに関する玄丙周氏の解説をみると、次のとおりである（玄編輯（1916）pp. 18-19）。

「現金が入った行であれば末端に上の字を置く……」

「物品が入った行であれば初頭〔行頭〕に入の字を置き、……物品が人から入った行であれば、人の姓名を記した次に入の字を置く……」

大森研造氏も玄丙周氏のそれと同じ解釈をしているが、「入」に関する限り、玄丙周氏や大森研造氏はともにこの定義とは異なるものを使用している。それは現金販売による入金取引の記録で容易に見出すことができる。すなわち、皮物を現金販売し、現金という物品を入手したにも関わらず、人の姓名に代えて皮物秩入と表示しているのである。

ここでは「入」は、あらゆる入金取引における共通の事実ではないとの疑義を提起しているかはわからない。それは手形債権の回収取引の記録で「入」に代えて還入という用語を使用している事実を根拠とするものである。しかし、大韓天一銀行の文簿〔文書や帳簿〕では、それはやはり「入」で記録しているだけでなく、その文簿のある日記では還入とは記録せずに「入」で記録した事実と照らし合わせてみると、「入」で記録しても差し支えないという事実を理解することができる。したがって、すべての入金取引に共通する記録事項は、「入」と「上」だということができる。

松都治簿法による入金取引の記録方法のうち、異なるのは「入」の前部と「上」の前部の記録である。まず入の前部に関する記録類型をみると、次のとおりである。

- (1) 「商號入」…例：信成號入、度支部入
- (2) 「人名入」…例：鄭鬪〔永斗：訳者〕入
- (3) 「物品入」…例：於音（秩）入、利子（秩）入、邊錢入

ここで「商號入」「人名入」の場合は、人名（商號）と入との間に「秩」がともに入っていないが、「物品入」「抽象名称入」の場合は、物品（または抽象名称）と入との間に

「秩」の字を挿入した例を見出しうる。「秩」の字を挿入した例は、それがすべて玄丙周とその流れを汲むものだけに見出すことができ、大森研造氏およびその流れを汲むものと大韓天一銀行の文簿では、物品名や抽象名称の次にも「秩」の字を使用していないことを理解することができる。ただし、ここで指摘した事項は、大韓天一銀行の文簿でもその頻度は低いが、物品名と抽象名称の次に秩の字を使用した例を見出すことはできる。

それは1899年2月25日と5月15日、8月9日の駄賃（運賃）収入の取引で見ることができ、光武二年十二月正日記第一から光武七年までの全記録（正日記）で銀錢、紙錢に限って秩の字を付している<sup>1)</sup>。先の1899年8月9日の駄賃収入の取引に関する記録の「秩」は、107取引のうち1回、つまり駄賃秩という用語を使用しただけである。

以上のような事実を背景として考えると、物品名と抽象名称の次の秩は必要不可欠なものではなく、選択的なものだけであることを理解することができる。

次は「上」の前部分であるが、これについては前掲の例に見られるように、取引内容と取引金額を要約記入したものだといえる。

それでは、最後に「入」と「上」の意味は何なのだろうか？ これについては、これまでの研究で直接論じたものはないものの、上掲の取引形態別の松都治簿法から帰納されるのは、次のとおりである。

- (1) 入：資本の増加、資産の減少、収益の増加〔発生〕、負債の増加
- (2) 上：現金資産の増加

というのも、信成號入は信成號資本（15,000圓）の増加として、資本金一萬五千圓上は現金（15,000圓）資産の増加と解釈され、皮物（秩）入は皮物という物品資産（109圓）の減少、三種皮物三十張價合一百九圓上は現金資産（109圓）の増加として解釈され、於音（秩）入は手形資産（140圓）の減少、金乙先捧金一百四十圓上は金乙先から受け取った債権として現金資産（140圓）の増加と解釈され、利子（秩）入は利子収入の収益の増加〔発生：訳者〕（13圓50錢）と劉辛雄條三朔邊利先上金十三圓五十錢上は劉辛雄から3ヵ月の利子前受け金として現金資産（13圓50錢）の増加と解釈され、方仁準入は方仁準からの負債の増加と任置金二千圓上は預置金として現金資産（2,000圓）の増加として解釈される。

このような解釈は、現代の簿記原理に従って解釈したものであり、松都治簿法による解釈としては必ずしもこれと同じものを有していない。以下では、「入」と「上」に関する

---

1) しかし、光武五年辛丑二月正日記第壹と第貳だけは紙錢に限って秩の字を付さない例外がある。

松都治簿法による解釈を行ない、その理由の証拠を挙げて示してみたい。

- (A) 入：負債の増加
- (B) 上：現金資産の増加

大韓天一銀行の文簿のなかで唯一の帳冊第二（光武参年巳亥六月日）の勘定口座数はおよそ165個に達し、そのうちの144個が純粋な人名となっており、銀行の部署名での勘定口座が7個、取引相手の商号での勘定口座数が7個、抽象名称（於音、駄價など）での勘定口座数が5個、その他（銀錢秩、紙幣）が2個という構成となっている。ここで通俗的な方法によって人名勘定数を分類すると、純粋な人名勘定数の144個、銀行の部署勘定数の7個、取引相手の商号勘定数の7個の、合計で158個に達する。

このように多くの人名勘定で毎取引時に負債の増加、資本の増加、あるいは資産の増加のいずれであるかを区分するのは労が多く、したがって、すべての取引處から入金される取引は負債の増加とみることで資産減少の区分を別段行なわなくても、結果的に同じ効果を有し得るようにしたのではないだろうか！ それでは、負債の増加と資本の増加の区分はどのように行なうのだろうか？ 大韓天一銀行の唯一の會計冊の2番目の人名勘定である「度支部」をみると、他の負債勘定と少しも区分せずに内容においてのみ資本であることがわかるように記入している。

入	度支部 資本金光武四年一月本文五萬元 同戈光武五年二月十八日至十三個月十八日邊文四千八十元
庚子七月一日入	崔錫肇 當座文六千七百七十元四十戈 同文八月四日至二四日邊文二十三元一戈九厘

つまり、松都治簿法では負債と資本の区分が勘定科目上で明らかにできず、一緒に人名勘定によって処理していたことがわかる。

それだけでなく、玄丙周氏の説明をみると、「商品を人として認定する例」という題目のもとで、「物品が準木であれば準木秩で、江布であれば江布秩とするのは自然人の姓名と同じように示し……」（玄編輯（1916）pp. 6-7）としており、こうした論理は抽象名称（於音、駄價など）にもそのまま適用されたとみても差し支えない。これは人的勘定学説と同じ解釈である。

松都治簿法による現存記録と玄丙周氏の研究結果から導き出される論理が妥当なものだとすると、「入」の意味を負債の増加として1つにまとめても何ら矛盾はないものと思われる。

「上」の意味については異論がない根拠として、玄丙周氏の編輯物や大森研造氏の論文および大韓天一銀行の文簿のいずれでも入金記録の最末尾に必ず「上」という文字を例外なく記入したことをみると、これは現金資産の増加を代表する記号だということを理解できるだけでなく、先に引用した玄丙周氏の説明文と完全に符合する解釈でもある。

以上の入金取引記録の解説を総括すると、すべての入金取引は負債の増加と現金資産の増加に分割され、もし同じ金額を負債の増加として転記し、また現金資産の増加として転記すれば貸借平均の原理に適う結果となるのである。

### 3 出金取引

本節では、松都治簿法が出金取引についてどのように記録するかを考察してみる。およそ出金取引にはいくつかの形態があるが、当座預入のための出金取引、物品買い入れに伴う出金取引、費用支出による出金取引、負債償還のための出金取引、前払いまたは貸付けによる出金取引に分けて比較してみることにする。

当座預入のための出金取引		負債償還のための出金取引	
玄 丙 周	第一銀行去當座預金八千五百圓下	玄 丙 周	於音秩還給權禮得條三帖紙價給三百五圓下
大 森 研 造	朝鮮銀行捧次當座預金開始金四千五百圓也下	大 森 研 造	手形秩還給本日限李圭正金百拾五圓也下
大韓天一銀行	該当例なし	大韓天一銀行	於音去瑞盛春二月十五日票一片文一千五百元下 金庚和去任置中文十三元七十六錢下
物品買い入れに伴う出金取引		前払いまたは貸付けによる出金取引	
玄 丙 周	白蔘秩去同物三十斤代金九十圓下	玄 丙 周	鄭戊敬去兎山袖三百疋染工中先給金八十圓下
大 森 研 造	什物秩捧次營業用諸器具金貳百圓也下	大 森 研 造	崔正植捧次十一月五日限日歩三錢金八百圓也下
大韓天一銀行	家舎去文買得文八百四十元下	大韓天一銀行	家舎典當捧次第二十五號金慶鋪家文四十元下
費用支出に伴う入金取引			
玄 丙 周	公用秩去空冊十部價金一圓五十錢下		
大 森 研 造	浮費秩捧次諸費用金拾圓也下		
大韓天一銀行	公用使僅四名正月條月給文八元下		

訳注：物品買い入れに伴う出金取引における大森研造の記帳例は、大森（1923）に見られないため、翻訳にあたり、該当する記帳例に差し替えている。

上記の出金取引記録で共通の記録事実は「去」と「下」であるが、「去」についてはそれが「捧次」という用語に置き換えられていたり、あるいは「還給」という用語に置き換えられていたり、時にはそれが抜け落ちている場合もあることがわかる。

この「去」字とその代用字についての考察を大韓天一銀行の正日記を中心に行なってみると、次のとおりである。

- (1) 「去」字に代えて「還給」という用語を使った事例はまったく見出せない。
- (2) 「去」字に代えて「捧次」という用語を使った事例はあるにはあるが、それは1898年12月15日から記録した光武二年十二月の正日記第壹でのみ見出すことができ、そのなかでも1899年1月20日までの「家舎典當」（家屋を抵当に貸付けしたことを処理す

る科目)と1899年1月29日までの「於音」に限ってだけ「捧次」を付しており、他の勘定科目については付していない。この正日記第壹には1899年4月15日までの取引が記録されているが、1月20日または29日以降の家舎典當や於音には「捧次」の代わりに「去」字を付している。

- (3) 勘定科目名の次に「去」、「還給」、「捧次」のいずれも付していない場合は、公用に限定されている。これは費用勘定の総称で、公用であれば去が必ず伴うものとして省略したのではないと思われる。大韓天一銀行の文簿として現存する全体で32巻の正日記のうち、1903年度の正日記第十八巻での癸卯十月二十四日の記録に「公用去」と記録された例を除いて、「公用」で「去」字が省略されている。この事実を裏返せば、「公用」と記録するのはそれが「公用去」と同じことを意味するものと解釈できる。

つまり、先に例示した出金取引の記録で「還給」も「去」に、「捧次」も「去」に、何の添え字もない場合も「去」に代えることができるため、その共通の事柄は「去」と「下」だということができる。

しかし、大韓天一銀行の文簿が記帳される以前には、「去」以外に「捧次」という用語が時には「去」と同義語として使用されていたのは確実であり、これ以外にも「還給」が債務の消滅を意味するものとして、「還上」が債権の消滅を意味するものとして使用されていたという(大森(1923) p. 56)。こうした用語が大韓天一銀行の文簿で「捧次」や「還給」が「去」に統一され、「還上」が「入」に統一されて単純化されたのではないかと推測される。

「去」と「下」の位置は、「入」と「上」の位置のように、「人名去」、「物品(秩)去」、「抽象名(秩)去」、「金額下」で結び付けられ、「去」と金額の間はその取引の内容を説明するのである。また、金額は「人名去」または「物品去」の金額を示しもし、「下」の金額となることもある。

「去」と「下」の意味は、玄丙周氏の編輯物では次のとおりである(玄編輯(1916) pp. 18-19)。

「現金が出た行であれば末端に下字を置き……」

「物品が出た行であれば初頭に去字を置き……」

「第一銀行去」とは第一銀行(債務者)に物品が出たのであり、「家舎(建物)去」は家舎(債務者)に物品が出たのであり、「於音去」は於音(債務者)に物品が出たことを意味するもので、会計主体は物品が出たので、これら債務者に対する債権者の立場を獲得することになる。したがって、「出」は債権資産の増加を意味するものとして1つにまとまるのである。このような解釈には、生物でないものにも人格を付与

する人的勘定学説を採用しないといけない。

「下」は現金が出た場合、その記録の末端に付す記号として、これは当然のこととして現金の減少を意味するものである。

このように、すべての出金取引は債権（資産）の増加と現金（資産）の減少として表示されるものであり、松都治簿法も貸借平均の原理に従って記録されるものとみることができる。

#### 4 振替取引

本節では松都治簿法による振替取引の記録法を考察し、そこで松都治簿法のもう1つの側面の属性を究明してみたい。概して、振替取引の類型にもいくつかのものがあるが、ここでは完全振替取引のなかで物品の掛仕入取引、掛売上取引、手形取引およびその他の特殊取引を一部振替取引からそれぞれ特殊なものを考察してみることにする。

物品の掛仕入取引		その他の特殊振替取引	
玄 丙 周	白信明入準木一千五百疋代金一千三百五十圓 白木秩去準木一千五百疋代金一千三百五十圓	玄 丙 周	袖物秩入鐵原軸一百五十疋代金九百圓 崔丙奎放鐵原軸一百五十疋代金九百圓 又入右物價條本月二十一日自己出次於音九百圓 於音秩去崔丙奎本月二十一日出次金九百圓 袖物秩去鐵原軸一百五十疋居口金七圓下 (崔丙奎に鐵原軸一百五十疋を一疋六圓で販売し、代金は手形で受け取り、手数料として七圓を現金で支払った)
大 森 研 造	朴根秀入票精糖十俵金百十五圓也 SA 票精糖捧次十俵朴根秀給金百十五圓也	大 森 研 造	金亨南還給本日限債入金壹千圓也 朝鮮銀行還上小切手第二號振出金壹千四圓也 邊利秩捧次金亨南債入邊利金四圓也 (金亨南からの借入金期限のため元利金一千四圓を朝鮮銀行小切手第二號を支払った)
大韓天一銀行	該当例なし	大韓天一銀行	金洙鎔入典當玄湖朴允範積置米一千石票一片 各種典當去玄湖朴允範積置米一千石票一片 (金洙鎔から抵当として朴允範氏保管米千石票を受け取った)
物品の掛売上取引		一部振替取引	
玄 丙 周	布屬秩入北布九十疋り代金一百八十圓 宋康守去北布九十疋り代限一朔放金一百八十圓	玄 丙 周	權禮得入見様紙十五塊又代金七百〇五圓 見様紙秩去同物十五塊代金七百〇五圓 權禮得去見様紙價中即錢給金四百圓下 (權禮得から見様紙を購入し、代金のうち四百圓は現金で支払った)
大 森 研 造	上松栗米油捧次百箱朴根秀給金五百八十圓也 朝鮮銀行還上小切手第一號振出金五百八十圓也 (これは掛売上取引ではなく振替取引として引用)	大 森 研 造	朴根秀入票精糖十俵金百十五圓也 SA 票精糖捧次十俵朴根秀給金百十五圓也 又捧次同金百五十圓也下 (朴根秀から精糖十俵を二百六十五圓で購入し、代金のうち百五十圓を現金で支払った)
大韓天一銀行	該当例なし	大韓天一銀行	一部振替取引を区分できず
手形取引			
玄 丙 周	於音秩入二月一日給次金三百〇五圓 權禮得去紙價零條二月一日給次於音給三百〇五圓 (權禮得の買掛金價還條で手形を發行した) 金乙先入安九羅價本月十一日推次自己於音一百四十圓 於音秩去金乙先本月十一日出次金一百四十圓 (金乙先から売掛代金條として手形を受け取る)		
大 森 研 造	手形秩入十月三十日限李圭正向金百十五圓也 朴根秀還給右手形金百十五圓也 (朴根秀からの売掛代金に対して李圭正受け取りの手形の提示を受けこれを担当する)		
大韓天一銀行	李吉善入家舍價來文百八十圓 於音去營床口鄭音一片文六百八十圓 (李吉善から建物価格條として營床口居住の鄭氏手形を受け取る) 於音入南米金音一片次一百二十圓 庫房去來文一二十圓 (南米居住全氏手形一百二十圓を受け取り庫房(粟錢積置所)に引き渡した)		

以上の振替取引記入においても「捧次」を「去」に、「還上」を「入」に、「還給」を「去」に、「放」を「去」に置き換えると、その共通する事柄は次のように要約することができる。

できる。

- (1) 振替取引の記入は「」で括られている。
- (2) 「」で括られている取引記入において「入」または「入」に該当するものの金額合計は、「出」または「出」に該当するものの金額合計と一致する。
- (3) 「」で括られている取引記入は、「入」または「入」に該当する記入と「出」または「出」に該当する記入に両分されている。

ここで「還給」を「去」に、「捧次」を「去」に、「還上」を「入」に置き換える根拠は、すでに説明したところであるが、「放」を「去」に置き換えることができるかという問題を検討してみなければならない。

「直銭（現金の意味と同じ）で売り渡したものであれば直放と記し、現金で買収したものを買得と記すが、これを記す行には……入去の標〔印〕と……上下の標〔印〕を必ず記す」（玄編輯（1916）p. 22）。

しかし、先に引用した「放」はここでいう「直放」ではなく、手形で売出したものである。そのため、「放」と「直放」は直接的には関係がないと思われる。

一方、玄丙周氏の編輯物を逐一検討してみると、例題では「白壬周放」（玄編輯（1916）p. 43）と説明されたものが、日記帳では同じ取引を記録したにも関わらず「白壬周去」（玄編輯（1916）p. 62）と改められていることに照らしてみると、「放」を「去」で表現したとしても何ら矛盾がないことを推察できる〔原典では白壬周去と改められていない：訳者〕。

「入」と「去」の意味はすでに説明したものとすれば、振替取引が必ず「入」と「去」に分割して記入され、その金額が同額である限り、取引は貸借平均の原理によって記録されたことを立証するものである。とくに、振替取引の記入で関連する記録を区分するために「」標〔印〕<sup>2)</sup>を使用したことは、この貸借平均の原理を十分に認識したためだといえなくもない。

このような共通の記入事実を除く他の記入内容は、それらがすべて人名または物名（人名と同一の機能）または取引内容を叙述したものとして松都治簿法の属性とはなり得ない。

しかし、このような非属性的な事実のうち、参考までに説明すべきいくつかの事柄がある。それは物品の単価や利子計算での元金の金額を説明文で表示する際に、標算（胡算と

---

2) この票（印）を鑑子といい、現金取引以外でこの鑑子を使用して取引を区分することを鑑子法という。

もいう)を利用しているのである。この標算は、数値に次のような胡算表示法を利用しているのである。

ノ	リ	川	ム	キ	上	七	八	九
(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)	(九)

この標算法の用例を玄丙周氏の編輯物と大韓天一銀行の文簿で見ると、若干違いがある。

玄丙周 紬物秩入安宥羅二十疋七代金一百四十圓

この例での七は七圓を意味するもので、七圓なのか七十圓なのかは数量と金額から逆算しなければならない。しかし、大韓天一銀行の文簿はこのような逆算を行なわなくても直ちに理解できる表現を行なっている。すなわち、

於音入趙在學音一片文七百元中文四十四元上  
於音入廣泉秦音×百キ川七キ七百中文一百元

もう1つの非属性的な事実は、大韓天一銀行の文簿では金額で換算されない取引が記録の対象となっているという事実である。こうした例は大韓天一銀行の記録でのみ見出すことができる事実であり、「積置米一千石票一片」だけでなく、

各種典當去金簪一介重二兩九錢

という重量で表示した取引記入もある。しかし、ここで記した事実はこうした取引記入が各種典當勘定口座に限定されていることである。すなわち、抵当物で金、銀または在米積置票を受け取ったときは備忘録に記入して終わるか、これを公式の帳簿に記載すれば各種典當物勘定に金額はなくその出納を記入することができる。

後者の場合、勘定記入を行なうために取引記録をすれば金額で換算しない形態で行なわなければならないものと推測される。

最後にもう1つ指摘しておきたい事実がある。大韓天一銀行の文簿で物品を掛けて買い入れた取引例を見出せないことである。また、購入した物品のなかでも建物を除いた物品は取引記入や決算書で見出すことができないという事実を指摘しないわけにはいかない。

大韓天一銀行の光武二年十二月二十九日の設立当時の取引記録を見ると、すべての物品購入が次のようにすべて現金取引とされており、そのなかでも什物のような備品を購入した痕跡を見出せない。

公用長斫三黙炭一石井文四元四錢下

>用紙捲烟一厘文元六十錢下

>用麥酒十二瓶文三元二十錢下

>用長口里四介文五十錢下

ここで推測されるのは建物（家舎）以外のあらゆる物品購入はすべて公用で処理し、その取引形態は現金取引もしくは現金支出時点で取引を認識したのではないと思われる。

### III 松都治簿法による帳簿および帳簿記入法

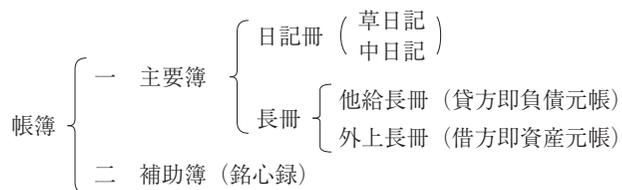
#### 1 松都治簿法が有する帳簿体系

松都治簿法を説明する文献や大韓天一銀行の文簿で松都治簿法がどのような帳簿体系を有しているかを考察し、そこでの論者の見解を明らかにしてみたいと思う。

玄丙周氏が紹介した帳簿体系は、次のとおりである<sup>3)</sup>。

日記（日記帳と仕訳帳を合わせたもの）	會計冊（決算表）
他給長冊（負債元帳）	決算帳（損益試算表）
外上長冊（資産元帳）	掌記（一部取引決算帳）

大森研造氏が論じるところによれば、開城簿記の帳簿組織は次のとおりである（大森（1923）pp. 64-66）。



「従来は日記冊を草日記，中日記の二種に區別し，草日記に記入せし取引を更に中日記

3) 玄編輯（1916）p. 15 では次のように帳簿を分類しているが、この本の全体をみるときは上記のような帳簿体制のもとで説明している。

主要簿に属するもの：①日記帳，②分介帳（仕訳帳） { 捧次帳（資産帳） 元帳（帳冊） 結算  
給次帳（負債帳）  
表，附掌記，③貯金通帳，④通帳（掛けによる物品借入を記したもの）  
補助簿に属するもの：①現金出納帳，②物品去来（仕訳）帳，③委託物処理趙，④魚驗収支帳，  
⑤會計帳（一部分の取引を結算したもの），⑥損益計算帳（全部交換貸借を試算したもの）

に仕譯記入して居たが、斯くの如き重複せる記帳法は」

「外上長冊とは、日記冊に仕譯記入せられた勘定科目の内で、資産及び損失に屬する勘定……を設けて夫々日記帳より轉記し、資産及び損失の高を表はす帳簿」

「他給長冊とは、外上長冊と反對に負債利益に屬する勘定……を日記冊より轉記し、負債及び利益の高を表はす帳簿」

「普通には長冊を外上、他給の二冊に分割して居るけれども、二者を一冊に纏めて使用する者も少なくない。」

大韓天一銀行の文簿は、次のとおりであるが、これがその文簿のすべてなのか、あるいは一部に過ぎないのかについては知る術もないことを付言しておく<sup>4)</sup>。

正 日 記 (仕訳帳)	32卷	賬 冊 (総勘定元帳)	1卷
日 記 (日記帳)	1卷	衿 式 簿 (株主台帳)	1卷
周 會 計 冊 (決算表)	6卷	度支部税金出納通牒 (税金領収元帳)	1卷
會 計 冊 (一部取引元帳)	1卷	無定期任金総簿 (当座預金元帳)	12卷
出 納 記 簿 (現金出納帳)	2卷	衿 式 課 日 記 (経費台帳)	6卷

このような大韓天一銀行の帳簿の現存状態を詳細に見てみると、次のとおりである。

冊名	年月	巻	記入期間	冊名	年月	巻	記入期間
日記	光武三年一月	第一	1899年1月29日～5月31日	正日記	光武七年癸卯十月	第拾八	1904年10月3日～10月30日
正日記	光武二年十二月	第一	1898年12月15日～1899年4月15日	賬冊	光武三年己亥六月	第二	
〃	光武三年己亥四月	第二	1899年4月15日～5月30日	周會計	光武四年度陰庚子十二月		
〃	〃 〃 五月	第三	5月30日～7月5日		光武五年度陰辛丑十二月		
〃	〃 〃 七月	第肆	7月5日～8月2日		光武六年度陰壬寅十二月		
〃	〃 〃 八月	第伍	8月2日～8月18日		光武七年度陰癸卯十二月		
〃	光武四年庚子九月	第柒	1900年9月29日～11月7日		光武八年度陰甲辰十二月		
〃	〃 〃 十一月	第捌	1900年11月8日～12月22日		光武九年度陰乙巳十二月		
〃	〃 〃 十二月	第九	〃 12月23日～12月30日	會計冊	庚子十二月		
〃	光武五年辛丑正月	第一	1901年1月7日～2月6日	出納記簿	光武四年一月	第一	1899年1月21日～6月6日
〃	〃 〃 二月	第二	〃 2月7日～3月9日	〃	〃 七月		〃 6月7日～9月1日
〃	〃 〃 三月	第三	〃 3月10日～4月3日	衿式簿	光武三年三月		
〃	〃 〃 四月	第肆	〃 4月3日～4月29日	度支部税金出納通牒	光武三年		
〃	〃 〃 四月	第五	〃 4月29日～5月30日	無定期任金總簿	光武三年三月	第一	
〃	〃 〃 五月	第陸	〃 5月30日～7月11日	〃	〃 七月	第二	
〃	〃 〃 七月	第七	〃 7月12日～8月9日	〃	光武四年一月起		
〃	〃 〃 八月	第八	〃 8月9日～9月22日	〃	〃 〃 六月起		
〃	〃 〃 十月	第拾	〃 10月24日～11月29日	〃	〃 五年二月		
〃	〃 〃 十二月	第一	〃 12月22日～1902年1月19日	〃	〃 六年二月		
〃	〃 六年壬寅正月	第二	1902年1月20日～2月17日	〃	〃 〃 二月		
〃	〃 〃 二月	第三	〃 2月19日～3月24日	〃	〃 〃 八月		
〃	〃 〃 三月	第四	〃 3月24日～4月7日	〃	〃 〃 七月一月		

4) 左側の名称は大韓天一銀行の文簿に付されている帳簿名であり、カッコ内の名称は帳簿記入の内容からみて筆者が該当する帳簿名を付したものである。



金出納帳の機能までも併せ持って使用されている。ではこれを立証するために、十五日の記入例を取り上げると、次のとおりである（玄編輯（1916）p. 62）。

十五日

前日高六千〇十圓上

劉辛雄債給三月三十日捧次金一百五十圓下

利子秩入右人條三朔邊利先上金十三圓五十錢上

時在金五千八百七十三圓五十錢

これを説明すると、「前日高」は前日（14日）から繰り越した現金額を意味するものであり、「劉辛雄債給（去）……一百五十圓下」および「利子秩入……十三圓五十錢上」は元帳（長冊または賬冊）への転記分の仕訳を示すものであり、「時在金……」は前日高と当日の取引の結果として残っている現金額をいう。

そのため、日記は仕訳帳の機能と現金出納帳の機能を兼ねるものだと断言できる。これをさらに立証するものとして、大韓天一銀行の正日記から見出すことができる。

大韓天一銀行の全体で32巻の正日記のうち、光武參年巳亥年巳亥八日までの正日記5巻は「上、下」の記号が付された現金取引まで全部記録し、ページ毎に「時在文二千一百三十一元六十七錢」などのようにページ別（日別ではない）の時在現金額を記録している。しかし、光武四年以後の正日記の27巻では、「上、下」の符牒を付した現金取引記入は行なっておらず、そのため正日記ではページ毎の現金時在額も計算していない。その代わりに、現金取引は出納記簿で「上、下」の符号とともに記録され、日別に入金取引と出金取引を区分して記入し、入金記入を終えた次の左の行に「入合文××元××錢」を、出金取引の記入が終わり、続いてその左の行に「出合文××元××錢」と記入し、その次の左の行に「時在文××元××錢」と記録している。

大韓天一銀行の正日記または出納記簿では前日残額を「上」と記入せずに、その日の時在文を計算する際に、前日の時在文と当日の入合文の合計から当日の出合文を差し引き、その日の時在文を計算したようである。

ここで、大韓天一銀行の正日記が最初は仕訳帳および現金出納帳の機能を担っていたが、後に現金出納帳の機能を分離して出納記簿を新設した過程を明白に認識できる。このように出納記簿を分離孤立させる際に、これに仕訳帳の機能を付与したのかといえそうではない。というのも、現存する大韓天一銀行の出納記簿では次に説明する転記畢〔済み〕の符号がまったくなく、出納記簿が転記の手段ではなかったと断定されるためである。

それでは現金取引に該当する取引の転記はどのように行なったのだろうか？

光武四年以後の正日記によれば、すべての入出金取引は次のように記録され、それが転

記されている。

金順基入平山上納次來文四百元	┌──────────┐
庫房去同四百元	│
庫房入文七十元	│
尹奎燮去當座任置中朴永弼去文七十元	└──────────┘

ここで「庫房」は出納課を意味するもので、あらゆる入金取引は「庫房去」として、あらゆる出金取引は「庫房入」として正日記に記録されており、これは再度出納記簿で「上、下」の符号で区分して記録されている。したがって、出納記簿は完全な補助簿機能しか有していないのである。

次に、日記または正日記から長冊または帳冊に転記される過程について見てみることにしよう。

日記または正日記から長冊または帳冊に転記する際、日記の該当する記入行の上部に打點（朱）を付して転記が完了したことを表示している。また、日記に記録した債権または債務が転記以前に消滅した場合は、その消滅取引について日記に記入し、債権と債務を示す記録の上部にㄨ票（列旗法という）を付すことで転記を省略している。転記完了の符号として打點を付すことは、玄丙周氏の説明または用例や大森研造氏のそれや大韓天一銀行のそれと同じであり、ここでは玄丙周氏のその説明を引用しておきたい（玄編輯（1916）p. 24）。

「日記の打點は日記の記事を帳冊に転記する際に、転記された行は直ちに行頭に黒點を加え、帳冊の打點は日記から転記した後、再度日記と突き合わせる際に照らし合わせられるように本行の金額の右側に朱點を加えるのである」。

### 3 長冊（帳冊）の記録法

松都治簿法では長冊の利用方法が必ずしも一定していない。これを玄丙周氏の編輯物と大韓天一銀行での唯一の帳冊をもとに、この長冊で行なう記録のあり様を考察してみることにする。

玄丙周氏は、すでに指摘したように、長冊を他給長冊と外上長冊に区分しており、次のような日記記録を別冊となっている他給長冊と外上長冊に転記している。

<p>日記</p> <p>三日</p> <p>沈智元入慶布七百疋卜代限五日給次金七百七十圓</p> <p>布屬秩去慶布七百疋卜代本月八日七百七十圓</p>	<p>他給長冊</p> <p>△沈智元入 丙辰正月初三日慶布七百疋卜代正月八日給次金七百七十圓</p> <p>内 正月十八日給金七百七十圓畢給</p>
---	---

十四日 布屬秩入慶布一百疋ト <sup>レ</sup> 代金一百十五圓 劉辛雄去慶布一百疋ト <sup>レ</sup> 代金一百十五圓 又入右物價中先上金五十七圓五十錢上 十八日 沈智元還給金七百七十圓下	外上長冊 布屬秩去 丙辰正月初三日慶布七百疋ト代金初八日本 金七百七十圓 内 丙辰正月十四日慶布一百疋代金一百十五圓 劉辛雄去 丙辰正月十四日慶布一百疋ト <sup>レ</sup> 代金一百十 五圓 内 丙辰正月十四日先上金五十七圓五十錢
---	---

ここで補充説明した事実は、他給長冊の勘定科目がすべて「入」で連続しているが、すべての日記冊の「入」の記録はすべて他給長冊にだけ転記されるのではなく、これと反対の場合の外上長冊の勘定科目もすべて「去」または「方」で連続しているが、日記冊の「出」または「方」の記録はすべて外上長冊にだけ転記されるのではないという事実である。換言すれば、玄丙周氏の長冊記入法によれば、長冊が2冊に分割されているため、日記上のある「入・去」を他給長冊に転記するものなのか、あるいは外上長冊に転記するものなのかを、各長冊内の勘定科目別の記入内容を検討した後に決定しなければならないという不便さに依拠しなくてはならない。なぜなら、他給長冊のある勘定科目が入と記入されている際、その勘定科目に対する「去」の取引が生じたときは外上長冊に記入してはならず、他給長冊のその勘定科目で「内」と記入しなければならない。これと反対の場合も同様である。

しかし、大韓天一銀行の帳冊は他給長冊と外上長冊に分割されていないだけでなく、次に表示するように、各勘定科目の上段と下段に両分され、それが「入、去」に区分されているので日記からの転記は「入、去」の符号に従って該当する勘定科目に記入するようになっている。換言すれば、他給長冊の該当する勘定科目の入に「内」で記入するのか、あるいは外上長冊の該当する勘定科目に記入するのかを判断する必要はなく、帳冊内の該当する勘定科目の「入」または「去」にそのまま転記すればよいのである。

△洪鍾禧 己亥七月十一日 去 二十八日 張允成 己亥七月十二日 去	安岳丁酉結文六百元 同邑丁酉結文六百元 同邑丁酉結文六百元 同邑丁酉結文二百元 右錢一文十三元 安岳上納餘錢去文一千七百六十四元 同條分文一百三十八元 江西戊戌結文三十二元二厘 (以下、省略)	己亥七月十日 入 十九日 二十日 己亥七月十一日 入	安岳上納次來文二千六百元 同錢 <sup>一</sup> 六十三元 安岳上納次來文十二元 同條來文一千二百九十元 同條來文六百元 合結次文四千五百十五元完 合捧次文四千五百十五元計 江西上納次來銀貨 <sup>三</sup> 千 <sup>一</sup> 加計文 四千三百四十七圓三十錢 (以下、省略)
---	--	---	--

このような勘定記入に必要な正日記の記録を抜粋すると、次のとおりである。

己亥七月十日	洪鍾禧入安岳上納次來文二千六百元上	十九日	洪鍾禧入安岳上納次來文十二元上
	又 入同錢 $\downarrow$ 六十三元上		洪鍾禧入安岳上納次來文一千二百九十元上
十一日	洪鍾禧去安岳丁酉結文六百元下	二十日	洪鍾禧入安岳上納次來文六百元
	又 同邑丁酉結文六百元下		於音去哭洞趙允心二十五日推次換一片六百元
	又 同邑丁酉結文六百元下	二十八日	洪鍾禧去安岳上納錢餘條去文一千七百六十四圓(元)下
	又 同邑丁酉結文六百元下		洪鍾禧去安岳上納錢餘條去文一百三十八圓(元)下
	又 同邑丁酉結文六百元下		

大韓天一銀行の帳冊として現存する唯一の帳冊に収録されている165個の勘定科目のうち、上段を「去」として、下段を「入」として表示した勘定科目数は158個であり、上段を「入」として、下段を「去」として表示した勘定科目数は8個に過ぎない。後者に該当する勘定科目は資本主人名勘定（金喆鉉，金溶鉉，度支部，尹奎燮，白南信，張溶鎮）と収益勘定（駄價，邊錢）に限られ，その他の資産，負債，費用に該当する人名勘定，物品および抽象名称の勘定科目は，すべて上段を「去」として，下段を「入」として区分している。ここで特記すべき事実は，資本主ではない他の人名勘定はそれが資産を示すのか，あるいは負債なのかがわからないため，これらを初めから上段を「去」として，下段を「入」としたが，「入」として記入された金額の合計が「去」欄の記入合計額を超過するときに，それを負債として分類し，これとは反対の場合に資産として分類している。大韓天一銀行の帳冊のうち上段を「去」として，下段を「入」として区分しても，合捧次文（資産合計額）が合給次文（負債合計額）に達しない場合が「庫房」勘定科目と本店標勘定科目に示されている。これをみても，最初から明らかに合給次文が多い勘定科目に限って，上段を「入」として，下段を「去」として区分し，そうでないすべての勘定科目は上段を「去」として，下段を「入」として区分していることがわかる。

以上のことから，松都治簿法の勘定は左辺を借方，右辺を貸方と呼称させる段階までには至っていないが，そのような過程の途中で衰退しなのではないかと思われる。

ここで過渡期であったと断定する理由は，大韓天一銀行の帳冊に示された勘定科目のうち，上段を「去」としたにも関わらず，特定時点を基準にしてみると「入」（給次）の合計額が「去」（捧次）の合計額を超過する場合は，柳明根，扈根植，洪鍾禧（先に挙証済み）の勘定科目などでいくつかみられる。

帳冊内の勘定科目は，1つの帳冊内に同一勘定科目が5回示された場合もあるが，最初の勘定科目に一，その次の同一の勘定科目に二と順次番号を付し，前の勘定科目から繰り越された残額を次の(1)のように表示し，当該勘定科目からその次の同じ勘定科目に残額を繰り越す際には，次の(2)のように記録する。

- (1) 上行五來文××元
- (2) 餘給次（捧次）文××元 下行七坪傳

(1) は同一帳冊内の当該勘定科目の五から繰り越されたものであり、(2) は同一帳冊内の当該勘定科目の七に繰り越したものであり、当該勘定科目は6番目のものであることを意味している。もし繰り越されてきた金額が前巻の帳簿の同一の勘定科目から行なわれ、また繰り越す同一の勘定科目が次の巻の帳簿であるときは、それぞれの帳簿に次のように表現する。

- (1) 上冊二來文
- (2) 餘給次（捧次）文××元 下冊四卷四坪傳

年度末に各勘定科目の「入・去」の各合計が一致するときは、次の(1)のように記入し、「入・去」の各合計額が一致しないときは、それぞれ次の(2)のように記録する。

- (1) 合捧次文二百元計 合給次文二百元完
- (2) 合捧次文五百元内 合給次文二百元除  
     餘捧次文三百元 光武四年度庚子正月十日移傳  
     合捧次文三百元除 合給次文五百元内  
     餘給次文二百元 光武四年度庚子正月十日移傳

上記の(1)のように「入・去」の各合計が一致する場合は、その勘定科目名の上部に△票を付し、次の年度で残額が移記される勘定科目はその勘定科目名の上部に△票を付す。△票内の打點は朱點であることを付言しておく。

帳冊の各勘定科目に記入された金額を正日記の記録と追跡のうえ照らし合わせてみるときは、帳冊内のその勘定科目に記入されている金額の前に行點（朱）を付している。これは、先の玄丙周氏の引用文でもすでに指摘されたところである。

また、すべての勘定科目の残額が新年度の帳冊で移記され「入・去」の額が平均したときは、すべての帳冊記入を各帳簿別に黒の斜線の二重線で抹消している。

#### IV 松都治簿法の決算手続き

##### 1 決算手続き

松都治簿法においても一定期間ごとに資産と負債の現況と営業成果を明白にするために決算を行なったことは、玄丙周氏の編輯物、大森研造氏の論文や大韓天一銀行の文簿で立

証される。しかし、その決算手続きにおいては必ずしも三者の論旨が一致していないようである。本節では、玄丙周氏の決算手続きと大森研造氏が説明した決算手続きを大韓天一銀行の文簿で検証し、真の松都治簿法による決算手続きを模索してみたい。

玄丙周氏は、決算手続きについて文章では説明を行なっておらず、事例だけをあげている。

その事例で松都治簿法による決算手続きを導出してみると、次のとおりである。

1. 試算表を別途作成せず、日記の末尾に日記に記入した「入」の合計と「去」の合計を胡算で記入することで「入・去」が平均しているかを試算する（玄編輯（1916）p. 64）。
2. 他給長冊の負債、資本、利益に該当する勘定科目のうち、残額のあるものだけを會計冊の最初に給次秩の題目のもとで記入し、利子秩だけはその勘定科目の残額だけを記録するのではなく、その勘定科目内に記録された利益種類別に記録する（玄編輯（1916）p. 89）。
3. 外上長冊上の人名、商号、公用、家舎、於音の勘定科目のうち残額があるものと在物証に示された物品の勘定科目の金額を會計冊の2番目に捧次秩の題目で列記し、その最後に日記の末尾に記録された時在現金を追記する（玄編輯（1916）pp. 90-91）。
4. 修正仕訳に該当する日記記録は行なわず、実地棚卸と評価を行なった在庫調査表（在物証という）を作成する（玄編輯（1916）pp. 92-93）。
5. 會計冊上の物品秩の勘定科目の残額と在物証上の物品秩の金額を相互比較し、前者の金額を超過する後者の金額を売買利益として算出し、これを捧次秩の題目のもとで列記されている当該物品の勘定科目の上に胡算で記入し、他給長冊に勘定科目が設定されていない利益を計算する（玄編輯（1916）pp. 90-91）。
6. 會計冊の3番目に、売り尽くされていない物品の売買利益（5で算出した金額）と売り尽くされた物品の売買利益（これは当該物品秩の入合計が出合計を超過する金額）を列記すると同時に、外上長冊上の利益の勘定科目の金額を記録し（玄編輯（1916）p. 94）。
7. 會計冊の4番目に、外上長冊上の費用の勘定科目の金額を差し引いて純利益文を計算する（玄編輯（1916）p. 94）。
8. 決算帳で純利益文に費用額を加算した金額と物品別の売買利益と他の利益の勘定科目の金額を合算した金額が一致するかを検証する（玄編輯（1916）pp. 99-100）。
9. 外上長冊、他給長冊の各勘定科目の残額を平均させるための締切り仕訳を記録する。この締切り仕訳は、資産、負債、資本、収益、費用の関係勘定科目の全体について行なう（玄編輯（1916）p. 106）。

10. 資産、負債、資本に該当する勘定科目についてのみ開始仕訳を記録する（玄編輯（1916）pp. 107-108）。

以上のことについて説明を補充すると、松都治簿法では、減価についての修正、前受け、未収等の収益、または前払い、未払い等の費用についての修正などは行っていないことは明らかであり、決算手続きが大陸式に近いことを認識できる。

一方、大森研造氏によって説明されているところを引用すると、次のとおりである（大森（1923）pp. 71-74）。

「決算の手續は、先づ所有物について棚卸をなし、次の決算書を作成し、之に依って日記冊より各長冊へ轉記の誤謬の有無を検査して同時に損益の算出をなし、斯くして其正確なることを認めたる上、長冊決算即ち元帳決算の手續を行ふ。即ち先づ、外上長冊に於ける商品不動産等の所有物の總額と他給長冊に於ける同一口座の總額との差額を入記號を以て、外上長冊に於ける各損失勘定の總額を還上記號を以て、他給長冊に於ける各利益勘定の總額を還給記號を以て、棚卸せし所有物勘定は捧次なる記號を以て、純利益金は入記號を以て、各々日記冊に仕譯記入し、更にそれより各長冊に新に口座を設けて是等を轉記す。斯くすれば人名勘定以外の各口座は其殘高零となる。」

「決算書は決算期に於ける資産負債の一致するや否やを検査し、日記冊より各長冊への轉記に誤謬ありや否やを判定すべき試算表たと同時に、損益表・資産負債表及財産目録をも兼備するものである。」

大森研造氏の見解も玄丙周氏のそれと同じで、その相違点を言えば、玄丙周氏のそれでは不動産などの評価がまったく言及されていないだけでなく、決算表上でもそのような痕跡をまったく見出せないにも関わらず、大森研造氏は不動産の再評価を行なうことで再評価での減少額を損失計上するものと例示されている点である。大森研造氏もそれと同じ決算手続きを大陸式決算方法と言っている（大森（1923）p. 72）。

## 2 大韓天一銀行の決算手続き

大韓天一銀行の現存文簿のなかで1年分の完全な正日記と帳冊およびその會計を備えているものはない。ただし、年度末の月と年度開始の月の正日記があるので、その年度の周會計があるものとしては光武四年（1900年）と光武五年（1901年）があるだけである。

大韓天一銀行の決算手続きは、この2年の正日記と周會計を用いて立証するほかない。したがって、帳冊資料がない状態でその決算手続きを証明することになることを予め理解しておかなくてはならない。

光武四年度の周會計とこの決算表が作成された光武四年庚子十二月廿十六日付の決算に

関する正日記の記録内容をまとめてみると、次のとおりである。

1. 収益勘定の「入」合計を「去」記入すると同時に、純益金勘定に「入」記入することで収益勘定を「入・去」平均させ、それを純益金勘定に振り替える。
2. 費用勘定の「去」合計を「入」記入すると同時に、純益金勘定に「去」記入することで費用勘定を「入・去」平均させ、それを純益金勘定に振り替える。
3. 利益処分（積立金、賞与）の内容は純益金勘定に「去」記入すると同時に、該当勘定に「入」記録を行ない、配当に関する矜主（株主）別の人名勘定に「入」記入すると同時に、純益金勘定に「去」記入する。
4. 矜式課（庶務課）および支店をはじめ、各矜主に配当金を支給し、矜式課勘定に「入」記録すると同時に、矜主の人名勘定に「去」記入する。
5. 各支店の積立金を本社に振り替えるものとして積儲金勘定に「入」記録し、各支店勘定に「去」記入する。

このような決算正日記の内容を先述の決算書と照らし合わせてみると、次のような事実を見出すことができる。

第一に、資産、負債、資本（収益および費用勘定を除く）に属する勘定科目は決算仕訳の対象になっていない。

第二に、決算仕訳の対象は収益および費用に属する勘定と利益処分に限定されている。

第三に、決算表上の合給次金や合捧次金は、決算正日記を転記する前の残額で作成し、於音（手形）勘定は残額だけで表示せずに「入」の合計を「給次」として単一表記し、その「去」は取り返されない個々の於音を「捧次」として分割表示（受取手形一覧表と同じ）している。

第四に、決算表上の矜式課勘定、支店勘定、紙銭勘定も「入」と「去」の残額だけが「給次」や「捧次」に一度も表示されず、「入」の合計は「給次」に、「去」の合計は「捧次」に分割表示されている。とくに、支店勘定の「去」はそれが個別に再度分割表示されている。

第五に、人名勘定は當座預金（負債）、資本金および債権別に分離され、したがって、同一人がこの3つの内容と関連があるときは、同一人名が決算表上に3回表れる。

このようにして周會計が作成されると、次の年度の正月七日付で開始記入に該当する正日記記入が行なわれている。この正日記の記録は、決算による正日記の記録を行っていないが、決算日現在の決算表数値には計上された取引の記入はもちろん決算日以降の取引も一緒に記録されていることに留意しなければならない。

開始記入に該当する正日記の一部を表示すると、次のとおりである。

光武五年辛丑正月 日 上吉辰

辛丑正月七日

関丙爽入二股金文一千元  
 李根濬入二股金文一千元  
 関泳綺入二股金文一千元  
 崔錫肇入股金文五百元  
 ； このように各務主別にその所有分を入処理している。  
 電気社入庚十二月十六日當座文三千七百四十二元  
     九十七錢一厘  
     又入同日同條文一百二元八十錢  
     又入同日同條文九十二元三十錢  
     又入同十七日同條文一百十九元十錢  
     又入同十八日同條文一百十八元八十錢  
     又入同十九日當座文九十六元五十錢  
     又入同廿三日同條文一百五元二十錢  
     又入同日同條文一百八元  
     又入同日同條文一百七元二十錢  
 電気社入庚十二月廿三日當座文九十三元  
     又入同廿四日同條文一百三元  
     又入同廿六日同條文八十九元四十錢  
     又入同廿七日同條文九十元六十錢  
     又入同日同條文一百六元  
     又入同廿八日同條文一百三元七十錢

玄尚健入庚十二月十六日當座文四元二十二錢  
     又入同十八日同條文二千元  
     又入同廿九日同條文二十八元六十三錢四厘  
     又入同日同條文五千元  
 宋文燮入庚十二月十六日當座文一萬一百四十元  
 李泰來入庚十二月十六日當座文二十七元三十二錢  
     六厘  
 李泰魯入己十二月六日當座文三元十錢  
 高橋直哉入己十二月六日當座文一元五十錢  
 織造社入庚十二月十六日當座文三元九十一錢六厘  
     又入同卅日同條文二元六十錢六厘  
 ；  
 宋文燮去庚十二月二十九日受取票四十五號文五百元  
 李泰來去庚十二月十八日受取票四號文五十八元六十  
     六錢六厘  
     又去同廿四日同五號文四十元  
     又去同廿八日同六號文四百四十四元九十三錢  
     四厘  
 電気社去庚十二月二十五日玄尚健受取票十四號文三  
     千七百三十二元八十六錢  
 ；

この開始記入では収益、費用、純益金（これは残額が零（ゼロ）である）に関する勘定は対象になっておらず、資産、負債、資本、積立金、支店勘定だけがその対象となっている。また、決算表上（周會計上）の電気社入壹千壹百四十五元四拾壹錢壹厘は先述の開始記入上の十二月二十六日までの電気社の「入」と同日までの電気社の「去」の金額との差額であり、決算表上の他の勘定もこれと同じである。したがって、十二月二十七日以後の記入は開始記入というよりも新たな決算日以降の取引記入だと言えなくもない。

### 3 大韓天一銀行の決算手続きの特徴

玄丙周氏の決算手続きは、前述のとおり、修正仕訳だけ日記記録を経ない大陸式決算法によるものだといえる。しかし、大森研造氏は修正事項についての仕訳も日記に記録するかどうかについてはまったく明らかにせず、決算手続きを日記に依存する大陸式決算方法であるとだけ述べている。

これに対して、これまでみてきた大韓天一銀行の文簿にみられる決算手続きは、実地棚卸や不動産の評価などの修正事項をまったく考慮せずに決算仕訳の開始仕訳を正日記に行ない、仕訳対象は英米式決算法と同じものであるとしている点である。しかし、大韓天一

銀行の周會計や決算仕訳でも理解できないいくつかの点を内包している。

その主なものをあげると、決算表上で同じ勘定の同じ「入」または「去」がなぜいくつかに分割して表示されなければならない、同じ勘定になぜ「給次」と「捧次」にみな表示され、典當舖に対する債権を資産供給に対する債権と実現した利益に対する債権にどのように区分し、職員に対する年間の給料と庶務課の経費および監査時の費用をなぜ積立金と賞与金の控除後の利益控除項目として取り扱っているかなど、多くの疑問点がある。

松都治簿法による決算手続きに関する玄丙周氏の見解は大陸式決算法だと主張しているが、その方法に従っているのに対して、大韓天一銀行の事実は大韓天一銀行の決算手続きとして特記しなければならないものである。ここで松都治簿法が有していた固有の決算手続きが大陸式の方法であったのか、あるいは英米式の方法であったのか？ これについての立証資料は存在しないため何も断定できないが、固有の方法がこの2つのうちのいずれのものであったかを推測するとすれば、大韓天一銀行の場合のように英米式の方法に近いものではないかと思われる。

というのも、資産、負債、資本勘定を人為的に貸借平均させるための仕訳を必要としないからである。すでに紹介したように、長冊内の各勘定を閉鎖する際、その口座名のすぐ上に△票を付して完結したり、大韓天一銀行の場合のように△票と「計」「完」で表示（自動的に入去平均となっている場合）することで完結したり、残額がある勘定の中には△票と合捧次文××元内、合給次文××元除、余捧次文××元（光武×年一月十日移轉）で計算し、新しい帳冊に記載したものとして推測し、別途、決算仕訳して転記する必要性はないのである。

ここでさらに一步進めて推測してみると、松都治簿法の決算では開始記入も必要ないと断定したい。というのも、新年度の帳冊にある勘定の残額を移記する際、仕訳を転記することで成り立つのではなく、「余捧」（給）次文××元（光武×年一月十日移傳）を受けて新年度の帳冊の該当勘定科目の最初の行に「上冊十八來文××元」と記入されるからである。したがって、決算仕訳はもちろん開始仕訳も松都治簿法は必要としないものと推測され、玄丙周氏や大韓天一銀行の決算方法で英米式または大陸式の方法を模倣したことは、松都治簿法が当時の西洋式簿記を模倣して変形したのではないかと思われる。

しかし、費用および収益勘定だけは「余捧次」や「余給次」と翌年度に繰り越すこともなく、「入・去」の合計が自動的に平均することもないため、決算仕訳がその転記には必要ではなかったと考えられるが、その勘定数も極めて少ないため、玄丙周氏の事例でみられるように決算表や長冊の該当口座で胡算で損益を計算し、営業成果を判断し、余捧次文または余給次文だけ計算して下冊に繰越しだけしない方法を採用したのではないかとする考えがより有力である。

つまり、西洋式簿記が伝来する以前の松都治簿法の決算方式は、何ら日記での記録をせずに長冊（帳冊）で決算表を作成したものと推測される。

## V 結 論

### 1 松都治簿法の属性

松都治簿法の属性として指摘できる事実は、次のとおりである。

1. 入金取引を「入」と「上」で仕訳し、
2. 出金取引を「去」と「下」で仕訳し、
3. 振替取引を「入」と「去」で分割仕訳し、長冊に転記することで貸借平均の原理を貫徹している。

このような松都治簿法の属性を現代の簿記の根本原理と比較すると、その表現の方式において独自性を有しながら、基本原理には少しも遜色がないと断定できるということである。換言すれば、松都治簿法は、その基本原理をみると西洋式簿記の模倣ではなく、その独自性からすると韓民族の創造物だという事実である。

### 2 松都治簿法のその他の特色

松都治簿法の取るに足らない特色として指摘できる事実は、次のとおりである。

1. 仕訳帳である日記冊を仕訳帳、日記帳としてはもちろん、現金出納帳としても兼用していた。
2. 振替取引の仕訳を鏡子でまとめる。
3. 勘定科目を左右平行で分割せずに上下垂直に分割する。
4. 転記畢（済み）の符号として日記の上部に打点を付した。
5. 日記に記録された債権または債務が転記前に清算されたときは、それを日記でのみ記録し、日記上部に列旗表示をすることで転記業務を省略させた。
6. すべての勘定科目を人間に擬制し、すべての取引を記帳者と人格化した勘定科目間の債権債務として認識した。
7. 会計等式は資産＝負債を基本とした。
8. 決算手続きにおいては、西洋式簿記の手続きを導入して模倣した痕跡が濃厚であった。
9. 「去」の代わりに「捧次」や「還給」または「放」が使用され、「入」の代わりに「還入」が使用された場合もあるが、それらを「去」または「入」に置換えても差し支えないので、これらが「入・去」に統一されていく感じである。

10. 人格化した勘定科目名の下には「秩」の字を付けた痕跡が濃厚であるが、それが退化してなくなったと思われる。

### 3 結論

以上から、松都治簿法は現代の簿記とその基本においては少しも遜色がないものの、胡算法と漢字による数字の表示が「アラビア」数字によるものよりも不便な点、人名勘定または擬制的な人名勘定を堅守することから生じる決算上の複雑性を原因として、それが独自かつ継続的に発展することができず、その地位を西洋式簿記に譲歩しなければならなかったものと思われる。

大韓天一銀行の公牒存案（主総会議事録）でも光武九年（1905年）十月十一日付で次のように議決したことをみると、これを推測することができる。

「現に貨幣整理をするにあたって、本銀行各般事務と記簿も外國規例を参考し、新式に向けて業行することが可となり、すなわち、本年年終の會計を本月末に妥結し、開月として始め、以って新貨業施し以って便檢閲する事」

このような松都治簿法がいつの時代に発明されたかについては考証する術はないが、われわれがこのような独特な、そして現代の簿記の貸借平均の原理と何ら遜色のない治簿法を考案したという事実に敬意を表しないわけにはいかない。ただし、残念に思うところは、このような治簿法がこれまで活字化されなかったという事実と、それが必要による発明物であったとはいうものの、当時のわが民族が備えていた社会的与件が世界的に飛躍できないものであったという点から、これは花を咲かせなかったのである。